

27企法指第64号

昭島市情報公開・個人情報保護  
運営審議会会長 大野 隆司

昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号）の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成27年11月 2日

昭島市長 北川穰一

記

諮問第56号

（仮称）昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

諮問事項の詳細は、別紙のとおり

別紙

諮問第 56 号

(仮称) 昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

(説明) 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号。以下「審議会条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う（仮称）昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）が本年10月5日から施行されました。現在、全国の各世帯に向け、個人番号（マイナンバー）を記載した通知カードが、順次送付されています。また、平成28年1月1日から行政手続における個人番号の利用が始まり、希望される方には個人番号カードが発行されます。さらに、平成29年7月から、国や各地方公共団体における特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の情報連携が始まる予定となっています。

地方公共団体における「個人番号」の利用、また、「特定個人情報」の利用や提供の範囲については、法に定められていますが、一方では、地方公共団体の責務について定めた法第5条の中で、「個人番号（略）の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする」と規定し、地方公共団体が条例で定めることにより、個人番号の利用（法第9条第2項）や特定個人情報の提供（法第19条）について、独自に取り組んでいくことが可能となっています。

本市では、法の規定に基づき、個人番号の独自利用や特定個人情報の利用・提供について条例を制定することで、マイナンバー制度の目的である、「市民サービスの向上」、「行政事務の効率化」及び「公正公平な社会の実現」に向け、個人番号を活用していきたいと考えています。

このことが審議会条例第2条第1項に規定する「個人情報保護制度に関する重要事項」に該当することから、意見を求めるものです。

(仮称) 昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
(素案)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに法第19条に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市の執行機関は、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち市の執行機関が行うものとする。

2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該市の執行機関が保有するものを利用することができる。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち当該市の執行機関が行うものを処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該市の執行機関が保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提供があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合、同表の第3欄に掲げる機関は、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができる。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第3項の規定は、規則で定める日【法別表第2の施行の日】から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	昭島市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年昭島市条例第30号)による乳幼児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	昭島市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年昭島市条例第6号)による児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	昭島市児童育成手当条例(昭和46年昭島市条例第28号)による児童に係る児童育成手当の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年昭島市条例第32号)によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	昭島市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年昭島市条例第30号）による乳幼児に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	昭島市義務教育就学児の医療費の助成に関する条	(1) 医療保険給付関係情報

	例（平成19年昭島市条例第6号）による児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 地方税関係情報
3 市長	昭島市児童育成手当条例（昭和46年昭島市条例第28号）による児童に係る児童育成手当の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報
4 市長	昭島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年昭島市条例第32号）によるひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報 (2) 地方税関係情報
5 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (7) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (8) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (9) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの

		(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの  (11) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国情費、自立支度金、一時金、一時帰国情費、支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	---

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの

平成27年11月17日

昭島市長  
北川穰一殿

昭島市情報公開・個人情報保護  
運営審議会会長 大野隆司

昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例に基づく諮問について（答申）

平成27年11月2日付け27企法指第64号にて諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第56号

（仮称）昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

## 答 申

### 諮問第56号

(仮称) 昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

社会保障・税番号制度における個人番号及び特定個人情報の利活用のための措置に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の趣旨を踏まえた条例整備を行うに当たって市から示された基本的な考え方及び（仮称）昭島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の具体的な制定内容については、適當と認め了承する。

なお、今後も制度の目的である市民サービスの向上等に向けた個人番号及び特定個人情報の利活用が図られるよう取り組んでいただきたい。